

# 全 国 森 林 計 画

〔平成25年10月4日閣議決定（策定）〕  
〔平成28年5月24日閣議決定（変更）〕

農 林 水 産 省

## 目 次

まえがき	1
I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	2
2 森林の整備及び保全の目標	4
II 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	9
(1) 立木竹の伐採（間伐を除く。）	9
(2) 間伐	10
(3) 造林	11
(4) 保育	12
2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
(1) 公益的機能別施業森林等の設定の考え方	13
(2) 公益的機能別森林施業等に関する事項	13
3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項	14
(1) 林道等路網の開設	14
(2) 搬出の方法を特定する森林	15
4 森林施業の合理化に関する事項	15
(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等	15
(2) 林業に従事する者の養成及び確保	16
(3) 作業システムの高度化	16
(4) 木材加工・流通体制の整備	16
(5) その他	17
III 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	18
2 保安施設に関する事項	18
(1) 保安林の配備	18
(2) 特定保安林の整備	19
(3) 治山事業	19
(4) その他必要な事項	20
3 森林の保護等に関する事項	20
(1) 病害虫による被害の防止	20
(2) 野生鳥獣による森林被害の防止	21
(3) 山火事等の森林被害の防止	21
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の設定の方針	22
2 保健機能森林の整備の方針	22
3 その他必要な事項	22
第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針	3
第2表 森林の整備及び保全の目標	8
第3表 計画量	24
第4表 土壌を改良する必要のある森林、搬出の方法を特定する森林及び森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準	26
第5表 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準	28
第6表 路網整備の水準	29
別紙 全国森林計画広域流域位置図	30

## まえがき

森林は、国土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階を迎えたといえる。一方で、我が国の経済社会は大きな転換点を迎えており、特に森林の6割が存在する山村地域において高齢化・人口減少が顕著であることから、これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。この計画の策定に当たっては、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案し、別紙のとおり44の広域流域を定め、広域流域ごとに森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとした。この計画の計画期間は、平成26年4月1日から平成41年3月31日までである。

なお、都道府県知事が策定する地域森林計画及び森林管理局長が策定する国有林の地域別の森林計画についても、この計画に即して、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるよう、配慮することとする。

## I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、さらには放射性物質の影響等にも配慮し、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／<sup>かん</sup>土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第1表のとおり定める。

第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 <small>かん</small>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

## 2 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の基本的な考え方」を踏まえ、各広域流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、特に、以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとする。

また、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を第2表（8頁参照）のとおり定める。

### (1) 北海道

全般に寒冷な気候下にあり、育成単層林へ誘導・維持する施業の適地が限られる北海道の各広域流域については、自然条件等に応じ、天然力を活用した施業を主体として育成複層林へと誘導・維持する施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努めることとする。また、育成単層林については、適切な間伐等の実施や適確な更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となることをいう。以下同じ。）の確保により、健全な森林の育成に努めることとする。

さらに、地質のぜい弱な火山性地形の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

（該当広域流域：天塩川、石狩川、網走・湧別川、十勝・釧路川、沙流川、渡島・尻別川）

### (2) 本州東北部太平洋岸

積雪量は比較的少ないものの、気候が冷涼である本州東北部の太平洋岸の各広域流域については、育成単層林について適切な除伐、間伐等の実施や適確な更新の確保により健全な森林の育成に努めるとともに、自然条件等に応じて育成複層林への転換を推進することとする。また、コナラ等が多く存する森林については、しいたけ原木等を生産目標とする育成単層林へ誘導・維持する施業等を推進することとする。

さらに、第三紀層の地質の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進する。特に、東日本大震災からの復興に向けた海岸部の保安林の再生、山腹崩壊等の復旧を推進することとする。また、松くい虫被害の北部先端地域にお

いては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

(該当広域流域：馬淵川、閉伊川、北上川、阿武隈川)

### (3) 本州北部日本海側

全般に積雪量が多く、地質的にもぜい弱な山地が多い本州北部の日本海側の各広域流域については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮し、適切な間伐等の実施や適確な更新を確保するとともに、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林状態を維持することとする。

また、第三紀層の地質、糸魚川～静岡構造線沿いの破砕帯の分布、豪雪地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の北部先端地域においては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

さらに、脊梁山地地帯等の原生的な森林については、その保存に努めることとする。

(該当広域流域：岩木川、米代・雄物川、最上川、阿賀野川、信濃川、神通・庄川、九頭竜川)

### (4) 関東及び中部太平洋側

気候が温暖で、下流平野部に人口の集中した都市が形成されている関東及び中部の太平洋側の各広域流域については、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図るため、適切な間伐等の実施や適確な更新を確保するとともに、自然条件等に応じて育成複層林への転換又は長伐期化を計画的に推進することとする。また、都市近郊等においては、快適環境形成機能の維持増進に配慮しつつ、森林の適切な保全に努めるとともに、森林空間の整備、花粉発生源対策、広葉樹林化や針広混交の育成複層林の造成を推進することとする。

さらに、糸魚川～静岡構造線及び中央構造線沿いの破砕帯の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当広域流域：那珂川、利根川、相模川、富士川、天竜川、木曾川)

### (5) 南近畿及び四国東部

全般に地形が急峻であるが、温暖多雨でスギ、ヒノキ等の集約的な育成単層林を維持する施業が展開され、林業の成熟度が高い南近畿及び四国東部の各広

域流域については、適切な間伐等の実施や適確な更新の確保、保護樹帯の適切な配置等地方力の維持及び山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるよう、長伐期化等を推進することとする。

また、中央構造線沿いの破砕帯の分布や多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当広域流域：宮川、熊野川、紀ノ川、吉野・仁淀川)

#### (6) 西日本及び四国西部

降水量が少なく、深層風化した花崗岩等のぜい弱な地質から成る山地が多い西日本の各広域流域については、スギ・ヒノキ等の育成単層林の適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保について、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮して計画的に実施するとともに、花粉発生源対策、自然条件等に応じた広葉樹林化や針広混交の育成複層林の造成を推進することとする。また、下流平野部に人口の集中した都市が形成されている河川の上流の水源山地においては、育成複層林への転換又は長伐期化を推進し、水源の涵養等の公益的機能の維持増進を図ることとする。

特に、降水量の少ない瀬戸内海沿岸部においては、天然力の活用を主体とした森林生産力の維持増進を図るため、林地の改良、広葉樹の導入等を推進するとともに、山火事の防止に努めることとする。

また、中国山地の花崗岩地帯や中央構造線沿いの破砕帯の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当広域流域：由良川、淀川、加古川、高梁・吉井川、円山・千代川、江の川、芦田・佐波川、高津川、重信・肱川)

#### (7) 南四国及び九州

温暖で降雨量が多く、スギ・ヒノキを主体とした育成単層林を維持する施業が積極的に行われている南四国及び九州の各広域流域については、主伐期を迎える森林が急増することから、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、適切な間伐等の実施、適確な更新の確保、長伐期化等を計画的に推進することとし、特に、人口の集中した都市が形成されている九州北部の上流の水源山地においては、育成複層林への転換を推進することとする。



また、しいたけ原木の安定的供給を確保するため、クヌギ等から成る育成単層林へ誘導・維持する施業を積極的に推進することとする。

さらに、地質のぜい弱な火山性地形の分布や台風の常襲地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当広域流域：四万十川、遠賀・大野川、筑後川、本明川、菊池・球磨川、大淀川、川内・肝属川)

#### (8) 沖縄

沖縄の広域流域については、台風の常襲地帯であるとともに、河川の流路延長が短いこと、また、固有の野生生物が生育・生息していることから、水源涵養機能の維持増進及び希少な種の保存に配慮し、天然力を活用した適切な施業を推進することとする。

また、地質のぜい弱な国頭層及び島尻層の分布並びに台風の常襲地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当広域流域：沖縄)

第2表 森林の整備及び保全の目標

(単位 面積：千ha 蓄積：m<sup>3</sup>/ha)

広域流域	育成単層林面積		育成複層林面積		天然生林面積		森林蓄積 (ha当り)	
	現況	計期末	現況	計期末	現況	計期末	現況	計期末
全 国	10,285	10,087	1,009	1,602	13,788	13,391	195	218
天 塩 川	226	219	146	168	564	549	110	122
石 狩 川	286	274	148	175	730	715	135	150
網走・湧別川	272	265	109	126	391	379	177	197
十勝・釧路川	314	304	137	174	803	776	156	174
沙 流 川	131	127	73	86	361	352	142	159
渡島・尻別川	207	201	57	76	589	576	114	127
岩 木 川	121	119	18	26	185	180	179	200
馬 淵 川	233	229	34	46	228	221	193	215
閉 伊 川	197	193	12	23	257	250	198	221
北 上 川	367	362	20	37	386	375	203	227
米代・雄物川	409	399	13	33	418	408	198	220
最 上 川	185	180	3	24	480	465	152	170
阿 武 隈 川	296	292	20	34	329	319	222	248
阿 賀 野 川	142	136	18	36	592	580	150	167
信 濃 川	333	325	15	40	803	786	157	175
那 珂 川	181	179	6	14	137	131	224	250
利 根 川	444	438	32	54	570	555	207	231
相 模 川	84	83	9	14	109	106	216	242
富 士 川	283	278	16	29	308	299	194	216
天 竜 川	239	234	9	20	213	206	203	226
神通・庄川	154	149	11	25	428	418	160	179
九 頭 竜 川	190	186	5	17	316	308	214	239
木 曾 川	483	477	14	33	419	406	210	234
由 良 川	105	103	1	7	166	162	196	219
淀 川	242	238	8	21	280	271	196	218
宮 川	149	147	0	6	98	94	192	215
熊 野 川	260	256	2	12	172	165	264	294
紀 ノ 川	144	143	4	9	83	79	290	324
加 古 川	147	144	2	11	235	229	189	211
高梁・吉井川	220	216	5	17	289	281	159	177
円山・千代川	234	230	2	13	199	192	223	249
江 の 川	241	236	7	22	361	351	228	255
芦田・佐波川	242	238	10	25	420	409	215	240
高 津 川	107	105	3	9	153	149	258	288
重 信・肱川	185	182	2	10	169	163	214	239
吉野・仁淀川	463	459	8	23	238	227	313	350
四 万 十 川	212	207	2	12	121	115	256	286
遠賀・大野川	261	258	2	13	198	191	230	256
筑 後 川	230	227	2	9	94	88	305	341
本 明 川	106	104	1	7	135	132	204	227
菊池・球磨川	293	289	2	13	168	161	288	322
大 淀 川	356	352	4	17	230	221	268	299
川内・肝属川	295	291	11	25	278	269	258	288
沖 縄	12	11	8	11	85	83	128	142

注：現況については、平成24年3月31日現在の数値である。

## II 森林の整備に関する事項

### 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、Iに定める「森林の整備及び保全の目標  
その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基  
準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき  
制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定す  
る森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに  
制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏ま  
え、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落か  
らの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、  
森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重  
要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げ  
ないものについては、保残に努めることとする。さらに、野生鳥獣による森林  
被害の状況に応じた施業を行うこととする。

当該事項に係る具体的な計画量については、Iの2に定める「森林の整備及  
び保全の目標」の実現を図るため、第3表（24頁参照）のとおりとする。

#### (1) 立木竹の伐採（間伐を除く。）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うものとし  
る。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増  
進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地  
間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選  
定することとする。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指  
標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森  
林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める  
こととし、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごと

に定めることとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

#### ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

#### イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

### (2) 間伐

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行

うこととする。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

### (3) 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。

#### ア 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする。また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。なお、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努めることとする。

#### イ 天然更新

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(ア) 天然更新を天然下種更新により行う場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

- a 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
- b 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
- c 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

(イ) 天然更新をぼう芽更新により行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととする。

#### ウ その他

土壌を改良する必要がある森林については、第4表の(1) (26頁参照)の基準に該当するものであって、土壌の改良を図ることによって地力が早期に回復し、立木の成長の促進が期待される森林について定めるものとする。

改良の方法は、森林の土壌の現状に応じて土壌の理化学性を改良することを主眼とし、地表の保護に配慮しつつ、耕耘、有機物及び欠乏養分の補給等を行うこととする。

### (4) 保育

保育については、更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行うこととする。

#### ア 下刈り

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととする。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとする。

#### イ 除伐

除伐については、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図る

ため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成することとする。

#### ウ 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

## 2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林等の設定の考え方

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、第1表（3頁参照）に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）に定められた森林の機能と望ましい姿を踏まえつつ、第1表（3頁参照）に基づき、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとする。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めることとする。

### (2) 公益的機能別森林施業等に関する事項

公益的機能別施業森林において推進されるべき公益的機能別森林施業は、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）に定められた機能発揮に向けた育成単層林・育成複層林・天然生林ごとの誘導の考え方を踏まえ

つつ、市町村森林整備計画又は国有林の地域別の森林計画において、第5表（28頁参照）を基本として公益的機能別施業森林ごとに定めることとする。

なお、公益的機能別森林施業の設定に当たっては、当該森林が地域森林計画対象森林である場合にあっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受忍し得る範囲内で定めなければならない。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めることとする。

### 3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項

#### (1) 林道等路網の開設

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

その際、第6表（29頁参照）を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）することとする。

なお、林道の開設量については、Iの2に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第3表（24頁参照）のとおり計画する。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を



推進することとする。

## (2) 搬出の方法を特定する森林

搬出の方法を特定する森林は、第4表の(2)(26頁参照)の基準に該当する森林であって、特に林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずるものとする。

搬出の方法は、地表を極力損傷しないよう、架線集材等によることとする。

## 4 森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の地方公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

### (1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

## (2) 林業に従事する者の養成及び確保

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施、技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

また、経営方針を明確化し、生産管理手法の導入などを通じて林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとする。

## (3) 作業システムの高度化

作業システムの高度化については、我が国の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化、労働災害の減少等に資する高性能林業機械等の開発・改良及びその導入・稼働率の向上を図るものとする。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、第6表（29頁参照）を目安として林道及び森林作業道を整備することとする。

## (4) 木材加工・流通体制の整備

木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえて、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や製材・合板工場、工務店等の連携による取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大等を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木

材製品を安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。また、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続が適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

(5) その他

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。また、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

### Ⅲ 森林の保全に関する事項

#### 1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、Ⅰに定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。また、第4表の(3)(27頁参照)の基準に該当する森林については、森林の土地の保全に特に留意するものとする。

なお、土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

#### 2 保安施設に関する事項

##### (1) 保安林の配備

保安林については、Ⅰに定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとし、保安林として管理すべき面積(計画期末の保安林面積)を第3表(24頁参照)のとおり計画する。

## (2) 特定保安林の整備

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、Ⅰに定める

「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及びⅡの1に定める「森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

## (3) 治山事業

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、Ⅰに定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、

植栽、本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。特に、海岸防災林の整備に当たっては、東日本大震災の教訓を踏まえ、防潮工、盛土工、植栽工等について、津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ、実施することとする。このような観点から、治山事業の計画量を第3表（24頁参照）のとおり計画する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

#### （4）その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

### 3 森林の保護等に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととする。

#### （1）病虫害による被害の防止

病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツ

への転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ることとする。

## (2) 野生鳥獣による森林被害の防止

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、捕獲や地元行政機関、森林組合、森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

特に、野生鳥獣による被害が深刻な森林については、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進するものとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

## (3) 山火事等の森林被害の防止

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

保健機能と文化機能の高い森林につきその保健機能を高度に発揮させるため、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき森林資源の総合的利用を促進するものとし、その森林の保健機能の増進については、次によることとする。

##### 1 保健機能森林の設定の方針

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

##### 2 保健機能森林の整備の方針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養<sup>かん</sup>、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施することとする。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととする。

また、森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととする。

##### 3 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意するこ



ととする。

なお、保健機能森林の設定・整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び国土の保全に適切な配慮を行うこととする。

第3表 計画量

広域流域	伐採立木材積			造林面積	
	総数	主伐	間伐	人造 工林	天然 天更
全 国	74,526	31,259	43,267	846	857
天 塩 川	957	315	642	17	38
石 狩 川	1,549	704	844	29	45
網走・湧別川	1,971	1,005	966	36	44
十勝・釧路川	2,285	1,037	1,248	52	80
沙 流 川	746	287	459	15	33
渡島・尻別川	1,199	434	766	28	28
岩 木 川	1,048	448	600	14	19
馬 淵 川	1,853	889	964	27	23
閉 伊 川	1,673	842	831	16	33
北 上 川	2,722	1,275	1,447	35	29
米代・雄物川	3,569	1,628	1,942	34	40
最 上 川	1,485	785	701	21	32
阿 武 隈 川	2,537	1,257	1,280	34	41
阿 賀 野 川	1,068	502	566	9	33
信 濃 川	1,761	430	1,331	17	17
那 珂 川	1,668	700	968	20	11
利 根 川	2,834	895	1,939	28	28
相 模 川	495	121	374	4	5
富 士 川	1,470	660	810	23	14
天 竜 川	1,449	535	915	15	7
神通・庄川	895	337	558	6	14
九 頭 竜 川	1,214	391	823	12	25
木 曾 川	2,902	1,044	1,858	26	16
由 良 川	402	144	257	4	3
淀 川	880	321	559	15	4
宮 川	581	153	428	7	3
熊 野 川	1,651	496	1,155	17	4
紀 ノ 川	929	313	616	10	2
加 古 川	807	168	638	11	6
高梁・吉井川	1,636	659	977	17	13
円山・千代川	1,411	519	892	19	8
江 の 川	1,759	928	831	20	20
芦田・佐波川	1,604	686	919	16	12
高 津 川	775	403	372	8	8
重信・肱川	1,261	349	913	12	9
吉野・仁淀川	3,331	1,057	2,274	21	12
四 万 十 川	1,896	445	1,451	10	7
遠賀・大野川	2,258	966	1,292	19	21
筑 後 川	2,246	936	1,310	16	6
本 明 川	602	127	474	5	3
菊池・球磨川	3,603	1,638	1,964	40	16
大 淀 川	4,420	2,556	1,864	44	13
川内・肝属川	3,102	1,860	1,242	19	29
沖 繩	20	12	8	1	1

- 注1：水源涵養のための保安林とは、森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第1号の同項第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、同項第8号
- 2：保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、
- 3：治山事業とは、森林法第41条に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法（昭和33年第3条若しくは第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区
- 4：治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等

(単位 材積：万m<sup>3</sup> 開設量：千km 面積：千ha 地区数：百地区)

林道 開設量	保安林面積				治山事 業施行 地区数	間伐 面積 (参考)
	総 数	水源涵養の ための保安林	災害防備の ための保安林	保健、風致の保存 等のための保安林		
58.6	12,951.7	9,772.8	3,123.3	863.0	341.5	7,266
1.9	618.8	410.6	207.5	22.9	5.3	216
2.9	890.8	834.5	46.6	64.2	7.3	222
2.2	537.5	350.0	179.8	45.8	4.0	215
2.8	850.5	566.0	281.6	38.5	8.2	274
1.2	425.1	351.0	73.8	15.9	4.4	119
1.5	556.9	337.8	221.9	46.6	7.6	231
1.1	224.9	184.0	39.2	15.8	4.2	108
1.7	225.8	200.4	25.8	16.0	4.7	170
1.1	158.4	123.3	30.6	8.5	3.6	145
2.2	407.2	362.1	44.5	19.2	9.4	237
2.2	471.5	406.6	68.7	34.4	10.0	291
1.0	417.1	322.3	111.3	22.8	5.2	118
1.5	286.7	238.8	45.9	14.3	9.3	159
0.8	466.6	356.2	112.4	8.1	7.6	64
1.6	608.0	434.1	176.2	34.0	14.8	305
1.1	144.3	125.3	17.5	7.2	4.2	108
1.9	540.6	414.1	122.0	52.3	20.2	288
0.4	107.1	68.3	47.6	12.6	4.4	68
1.4	298.9	236.9	60.7	28.8	11.6	176
1.1	252.8	177.9	74.5	7.3	7.8	193
0.8	392.8	226.4	170.6	27.2	8.9	99
1.0	207.3	174.6	28.6	31.0	7.8	140
2.9	418.7	253.2	163.3	16.5	20.9	388
0.5	85.6	65.9	17.2	7.1	3.8	40
1.1	185.5	103.3	78.5	34.1	10.6	120
0.6	87.0	59.1	26.8	9.6	4.1	85
1.2	179.6	142.6	35.6	7.9	6.1	174
0.7	74.1	53.0	20.7	1.8	4.2	90
0.7	139.6	100.6	41.0	10.3	6.8	89
1.1	194.9	141.1	50.8	15.4	9.6	122
1.1	214.2	189.5	22.7	11.1	5.4	152
1.3	233.0	208.5	20.1	11.3	9.0	131
1.2	260.3	138.7	106.2	29.5	9.8	109
0.5	99.1	80.9	16.7	4.1	3.8	48
0.9	127.3	61.9	63.1	10.1	7.4	118
2.0	282.6	235.8	44.8	26.3	14.9	324
1.0	135.5	103.3	30.3	7.4	5.0	152
1.3	184.2	148.0	34.0	16.2	9.0	167
1.1	151.6	121.9	33.0	13.1	9.9	202
0.6	74.4	38.0	32.1	11.0	4.1	82
1.4	184.6	158.5	25.6	9.1	6.3	294
1.9	298.4	253.4	40.6	15.5	9.1	254
1.6	211.9	183.1	25.0	15.5	9.8	179
0.1	40.4	31.5	7.8	6.9	1.6	2

目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備などのから第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

内訳の合計に合致しない。

法律第30号) 第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はばた山に関して同法域における地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事に関する事業をいう。

により区分される森林の区域を単位としてとりまとめた上、計上したものである。

第4表 土壌を改良する必要のある森林、搬出の方法を特定する森林及び森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準

<p>(1) 土壌を改良する必要のある森林</p>	<p>次のいずれかに該当する森林であって、土壌の理化学性の改良を図る必要のあるもの</p> <p>(ア) 赤色土壌から成っている箇所であること。  (イ) 黒色土壌であって表層からカベ状構造を持っているものから成っている箇所であること。  (ウ) 花崗岩、石英粗面岩等の深層風化地帯又は新第三紀層若しくは洪積層の地帯のうち侵食を受けている土壌から成っている箇所であること。  (エ) その他既往の施業に起因してせき悪化している土壌の箇所であること。</p>
<p>(2) 搬出の方法を特定する森林</p>	<p>次のいずれかに該当する森林であって、特に林産物の搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を来すもの</p> <p>(ア) 地 形  a 傾斜が急な箇所であること。  b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。  c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。</p> <p>(イ) 地 質  a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。  b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。  c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。  d 流れ盤となっている箇所であること。</p> <p>(ウ) 土壌等  a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。  b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。  c 石礫地から成っている箇所であること。</p>

<p>(3) 森林の土地の保全に特に留意すべき森林</p>	<p>次のいずれかに該当する森林であって、その土地の保全に特に留意する必要があるもの</p> <p>(ア) 地 形</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 傾斜が急な箇所であること。</li> <li>b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。</li> <li>c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。</li> <li>d 谷密度の大きい地区であること。</li> <li>e 起伏量の大きい地区であること。</li> </ul> <p>(イ) 地 質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。</li> <li>b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。</li> <li>c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。</li> <li>d 流れ盤となっている箇所であること。</li> </ul> <p>(ウ) 土壌等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。</li> <li>b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。</li> <li>c 石礫<sup>れき</sup>地から成っている箇所であること。</li> <li>d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。</li> </ul> <p>(エ) 気 象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 短時間に強い雨が降る頻度が高い地区であること。</li> <li>b 凍土及び霜柱の害のおそれが強い地区であること。</li> </ul>
-------------------------------	---

第5表 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

(1) 複層林施業を推進すべき森林

<p>① 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壤保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 地 形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。</p> <p>(イ) 地 質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破砕帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。</p> <p>(ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。</p>
<p>② 生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林</p> <p>(イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>(ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>③ 自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能/文化機能/生物多様性保全機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>(イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの</p> <p>(ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>(エ) 希少な生物の保護のため必要な森林 (択伐に限る。)</p>

注：適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進すべき森林

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

<p>水質の保全又は水量の 安定的確保のため伐採の 方法を定める必要がある 森林<sup>かん</sup> (水源涵養機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 標高の高い地域</li> <li>b 傾斜が急峻な地域</li> <li>c 谷密度の大きい地域</li> <li>d 起伏量の大きい地域</li> <li>e 溪床又は河床勾配の急な地域</li> <li>f 掌状型集水区域</li> </ul> <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 年平均又は季節的降水量の多い地域</li> <li>b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</li> </ul> <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
--	---

第6表 路網整備の水準

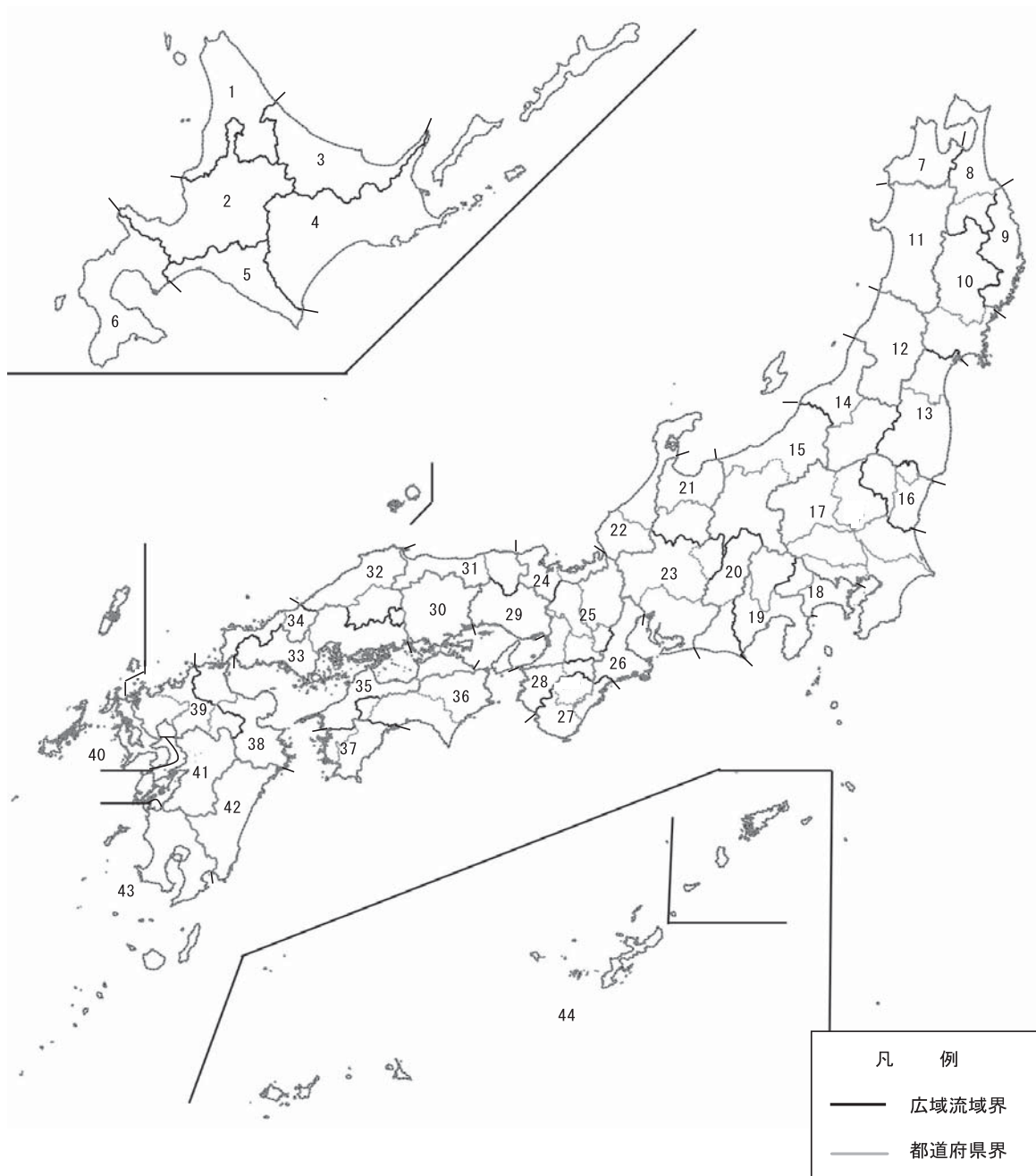
区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 ( 0° ~ 15° )	車両系作業システム	100m/ha以上
中傾斜地 ( 15° ~ 30° )	車両系作業システム	75m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 ( 30° ~ 35° )	車両系作業システム	60m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上
急峻地 ( 35° ~ )	架線系作業システム	5 m/ha以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(別紙)

全国森林計画広域流域位置図



番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域
1	天塩川	10	北上川	19	富士川	28	紀ノ川	37	四万十川
2	石狩川	11	米代・雄物川	20	天竜川	29	加古川	38	遠賀・大野川
3	網走・湧別川	12	最上川	21	神通・庄川	30	高梁・吉井川	39	筑後川
4	十勝・釧路川	13	阿武隈川	22	九頭竜川	31	円山・千代川	40	本明川
5	沙流川	14	阿賀野川	23	木曾川	32	江の川	41	菊池・球磨川
6	渡島・尻別川	15	信濃川	24	由良川	33	芦田・佐波川	42	大淀川
7	岩木川	16	那珂川	25	淀川	34	高津川	43	川内・肝属川
8	馬淵川	17	利根川	26	宮川	35	重信・肱川	44	沖縄
9	閉伊川	18	相模川	27	熊野川	36	吉野・仁淀川		

注:本図は、必ずしも我が国の領土を包括的に示すものではない。